

## 重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省（旧厚生省）第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者の名称	康和会
事業者の所在地	札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号
法人種別	社会医療法人
代表者名（役職）	加藤 康夫（法人理事長）
電話番号	011-852-8866
開設年月日	昭和63年2月

### 2. ご利用の事業所

事業所の名称	ケアプランセンターしらかば
事業所の所在地	札幌市豊平区月寒東3条18丁目20番48
管理者名（役職）	坂田 麻衣子（課長）
介護支援専門員名 （職名／職種）	坂田 麻衣子（主任介護支援専門員・社会福祉士） 熊野 幸枝（主任介護支援専門員・介護福祉士） 八木沼 美恵子（主任介護支援専門員・社会福祉主事） 金谷 はるみ（介護支援専門員・介護福祉士）
電話番号	011-852-8815
ファクシミリ番号	011-858-6315
指定年月日及び指定番号	平成26年8月1日 0170510267

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等にたいして適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
施設運営の方針	利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、複数の適切な保健・医療・介護・福祉サービスを紹介します。その上で、利用者・家族の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう公正中立な支援を行います。 利用者・家族は提案された保健・医療・介護・福祉サービスの選定理由について、担当の介護支援専門員へ説明を求め十分に納得した上で、選択することが可能です。

4. 職員の種類、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
			専従	兼従	専従	兼従			
管理者	1		0	1			0. 1		主任介護支援専門員
介護支援専門員	4		2	1			3. 4	1以上	主任介護支援専門員
					1				介護支援専門員

5. 営業日

営業日	月曜日～金曜日（土・日・祝および年末年始は休業）
営業時間	午前8時50分から午後4時50分まで

6. 相談体制

相談電話番号	080-1876-7901
	24時間の電話相談体制をとっています。 ※必要に応じて、担当者に連絡するなどの対応が可能です。

7. 居宅介護支援サービス概要

種類	内容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	要介護認定申請に必要な手続きの代行	申請書の作成、申請書類一式を役所へ提出代行します	無料
サービス計画の立案	ケアプランの作成・調整・管理	利用者・ご家族との面談等から必要なサービスを過不足なく利用できるケアプランの作成・管理をします。	介護保険制度から全額給付（利用者負担なし）
情報提供	ケアプランや利用者・家族等の情報提供 入院時の情報提供	事業所が管理している情報（個人情報含む）を必要に応じて開示します。入院された場合は担当介護支援専門員の名前を医療機関にお伝え下さい。	必要部数については無料
連絡調整	他事業所・関係機関等との連絡・調整	円滑なサービス提供のため他事業所・関係機関との連絡調整をします。	無料

## 8. 利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方	全額保険給付（自己負担なし）
保険料の滞納により法定代理受領ができない方	償還払い（一度全額支払必要）

## 9. 事業の実施地域

実施地域	札幌市内全域
------	--------

## 10. サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

当事業所利用相談窓口	窓口担当者	坂田 麻衣子（課長）
	ご利用時間	午前8時50分～午後4時50分
	ご利用方法	電話 011-852-8815 面接 随時（事前の電話予約をお願い致します）

国民健康保険 団体連合会 介護保険課	ご利用時間	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 011-231-5161

### (2) 苦情処理の手順

別紙に添付した「苦情処理手順」のとおりに行います。

### 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※別紙添付「事故防止マニュアル」

### 12. 当事業所におけるケアプランに位置付けた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

※別紙添付「前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の事業所別利用割合について」

### 13. 秘密保持

秘密保持	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護支援専門員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者とそのご家族の秘密を漏らしません。</li><li>2. 介護支援専門員は、在職中及び退職後も、利用者とそのご家族の秘密を漏らすことがないように就業時に誓約しています。</li><li>3. 介護支援専門員は利用者及びご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びご家族の個人情報を用いることはありません。</li><li>4. 秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後も継続します。</li></ol>
------	---